

特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会

埼玉県知事選挙に伴う障害者福祉政策に関する公開質問についての回答

2019年8月17日現在

Q1 旧優生保護法の対応についておたずねします。

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に一時金の支給等に関する法律が先の通常国会で成立しました。

国では、被害を受けた個人には通知しないという方針ですが、鳥取県の平井知事は4期目のスタートの記者会見において「行政機関が関わって、人権侵害が起きたわけでありますから、鳥取県としては誠意をもって真摯に本当の意味で被害者の救済につながるように、最大限努力をすべきではないかと考えております・・・国の方針以上に鳥取県は少し違ったアプローチをやらせていただきたい」と述べています。

被害者に対する救済、周知についてどのようにお考えでしょうか。

大野もとひろ事務所 回答

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方への一時金に関する受付・相談窓口が4月25日に始まっていますので、そのことをしっかりと周知していきたいと考えています。

鳥取県の取組みは先進的で敬意を表します。その取組みの効果等を踏まえ、検討したいと考えています。

青島けんた事務所 回答

旧優生保護法は子を産み育てる幸福を一方的に奪うものであり、許されるものではありません。

現段階で国の方針や、鳥取県の対応について詳細を把握しておらず、埼玉県として何をすべきか十分な知見を持ち合わせていません。

しかし、被害者に対する救済、周知については丁寧な対応が必要であると認識しています。

Q2 障害者雇用水増し問題についておたずねします。

2018年に中央省庁の障害者雇用の水増し問題が明らかになりました。埼玉県においても教育委員会での水増しがあったことが明らかになりました。それに対して、『埼玉県教育委員会における障害者雇用の推進方策について』の報告書をまとめ、今後の取り組みを明らかにして、迅速な対応をしていただきました。

国では昨年10月から障害者を雇用するための採用試験をおこない、27省庁に2518人が採用されました。しかし、今年の3月末には131名が退職を余儀なくされています。この原因は、職場における合理的配慮が充分なされていなかったものと考えられます。

埼玉県での障害者採用にあたり、今後配慮すべきことと障害者雇用率を引き上げていく方策についてどのようにお考えでしょうか。

大野もとひろ事務所 回答

国会議員時代に本件を取り上げると共に障害者雇用水増し問題を口実に役所が不必要な定員

青島けんた事務所 回答

県の障害者採用に当たっては、障害者差別解消法の理念を尊重し、社会的障壁の除去を実施

<p>拡充した問題を取り上げ、また、すべての人に居場所のある社会を目指すことを標榜する私としては、障害者の働く場を確保するための実効的施策が不可欠と考えております。</p> <p>合理的配慮に基づき、どの職場にどのような障害者に能力を発揮いただけるが、そのために必要な支援とは何かを、きめ細かく職場ごとに検討・準備させる必要があります。</p> <p>不断にPDCAサイクルを回しながら最善の施策を検討し、機会の拡大に努めてまいります。</p>	<p>することが必要です。負担が過重であることを言い訳に合理的な配慮に消極的であってはなりません。</p> <p>また、身体障害者の採用に偏ることなく、あらゆる障害に対して採用の門戸を広げることが必要であると思います。</p> <p>こうした対応により、障害者雇用の向上を図りたいと思います。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q 3 「埼玉県障害の有る人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」(埼玉県共生社会づくり条例)についておたずねします。

2016年に「手話言語条例」と「埼玉県共生社会づくり条例」が議員提案条例で成立しました。埼玉県共生社会づくり条例の附則第2項において「県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする」と定めています。3年が経過して、障害当事者も参画した検証・見直しの委員会を設置についてどのようにお考えでしょうか。

大野もとひろ事務所 回答	青島けんた事務所 回答
<p>お示しの2本の条例が議員提案条例であることを考えると、委員会の設置についても、議会の意向を尊重する必要があると考えます。</p> <p>他方、一般論としては、当事者の意見を聞く場を作ることは非常に重要だと考えます。</p>	<p>条例の附則を重く受け止め、対応方法を考えたいと思います。</p>

Q 4 障害者福祉を推進する上で、大切にしたいこと、政策の重点にしたいことなどについてどのようにお考えでしょうか。

大野もとひろ事務所 回答	青島けんた事務所 回答
<p>最初にもお答えしましたが、私自身はすべての人に居場所のある共生社会を目指しています。障害のあることがその妨げになることの無いよう取組んでまいります。個別施策として、以下の点を掲げております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の取組みを進めることで、障害者の社会参加を促進します。 	<p>障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きることができるよう障害者福祉サービスの充実、心のバリアフリーの推進などにより、地域共生社会の実現に全力で取り組みたいと考えています。」</p>

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none">・見た目では判断のつかない内部疾患や難病患者への支援、精神障害などへの啓発を進めています。・病児保育所の整備促進を図るとともに、保育園で子供の具合が悪くなっても迎えに行けない時に備えた病児保育施設への送迎システムを、モデル事業を通じて推進します。・特別支援学校の環境改善に取り組めます。 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|